

Press Release

平成24年8月23日

岩手労働局発表

岩手労働局労働基準部賃金室

(担当) 賃金室長 小田昭信

室長補佐 鈴 木 千 春

(電話) 019-604-3008

岩手県最低賃金の改正を岩手労働局長に答申 (現行時間額を8円引上げ653円に)

岩手県内全ての事業場に適用される岩手県最低賃金(現行時間額645円)の改正について、岩手地方最低賃金審議会(会長 三田地 宣子 岩手大学名誉教授)は、岩手労働局長(小林 健)の諮問を受け、中央最低賃金審議会の目安答申、県内の景気動向、賃金の状況等を基に調査審議を重ねてきたところ、8月23日に開催された第3回岩手地方最低賃金審議会において下記のとおり答申した。

この答申を受け、岩手労働局長は、厚生労働省令の定めるところにより地域の労働者又はこれを使用する使用者から異議の申出を受けた後、官報公示を行い、早ければ本年10月下旬に岩手県最低賃金が改正発効されることになる。

記

時間額 653円 (引上げ額8円、引上げ率1.24%)